

南九州市伝統的建造物群保存地区保存条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 6 月 11 日

南九州市長 塗木 弘幸

## 南九州市条例第 17 号

### 南九州市伝統的建造物群保存地区保存条例の一部を改正する条例

南九州市伝統的建造物群保存地区保存条例（平成19年南九州市条例第192号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項第 3 号中「建造物」を「伝統的建造物」に改め、同項第 4 号中「建造物及び建造物群」を「伝統的建造物及び伝統的建造物群」に改める。

第 5 条各号列記以外の部分中「）」を削り、同条第 2 号中「当該伝統的建造物の」を削り、「この号」の次に「及び第 5 号」を加える。

第 7 条第 7 号中「文化財保護法第27条第 1 項」を「法第27条第 1 項」に、「同条第78号」を「法第78条第 1 項」に、「同法第92条」を「法第92条第 1 項」に、「同法第109条」を「法第109条第 1 項」に、「同法第110条」を「法第110条第 1 項」に改め、同条第 8 号中「第 2 条第 4 号に規定する電気通信事業」を「第120条第 1 項に規定する認定電気通信事業又は同法第143条の 5 第 1 項に規定する認定鉄塔等提供事業」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。